

## 第5章 各施策における主な取組み

### 1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進

#### 現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。また、家庭は食育の原点であり、家族と一緒に食事をとることは、食を楽しむと同時に家族とコミュニケーションを図る機会となります。

しかしながら近年では、核家族化、ひとり親世帯の増加、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の増加など家庭環境の多様化とともに、食に関する価値観の変化により、家庭を中心にした食育が困難な場面も増えてきています。

したがって、健全な食生活の実施や共食の推進のためには、従来の家庭を中心とした食育に加え、個人がそれぞれの生活実態や家庭の特性等に応じた食育に取り組めるよう、職場や地域等個人を取り巻く社会全体が食育を推進する環境づくりが重要になっています。

同時に、一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し共感することで、主体的に食育を実践できるよう促す取組みも重要です。

また、特に高校生を含む青年期は朝食の欠食など実践等の面で他の世代より課題が多くみられますが、青年期は次世代に食育をつなぐ担い手であることから、食育に関する知識の普及、意識の向上、健全な食生活の実践につながる取組みが必要です。

#### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
朝食を欠食する県民を減らす		
朝食を欠食する者の割合(3歳児)	4.1%	0%
朝食を欠食する者の割合(20・30歳代)	24.7%	15%以下
栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす		
主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食生活を送ることができる者(1日2食以上)の割合	70.7%	80.0%
1日当たりの食塩摂取量	9.1g	7g未満
1日当たりの野菜摂取量	264g	350g以上

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす		
20歳～60歳代男性の肥満者の割合(BMI25以上)	25.9%	25%未満
40歳～60歳代女性の肥満者の割合(BMI25以上)	17.0%	15%未満
20歳～30歳代女性のやせの割合(BMI18.5未満)	25.2%	15%未満
65歳以上の低栄養傾向者の割合(BMI20以下)	23.2%	22%未満
食育に取り組む企業を増やす		
健康経営宣言企業等に対する食育支援数	203社 <sup>(R5)</sup>	500社以上

## 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 健康寿命の延伸につながる取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(2) 生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(3) 望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進	○	○	○	○	○	○
(4) 災害時に備えた取組みの推進	○	○	○	○	○	○

## 取り組むべき施策

### (1)健康寿命の延伸につながる取組みの推進

健康寿命の延伸につなげるため、生活習慣病の発症・重症化予防や、やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上に資する取組みを推進します。

食べることは歯と口腔の健康と密接に関わりあっているため、ライフステージの特性に応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。

適正体重の維持の促進のため、主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事などに加え、減塩や野菜摂取量の増加を促進します。

朝食を毎日食べることや生活リズムの定着、正しい食の選択など基本的な生活習慣の形成を促す取組みを推進します。

#### 【主な事業例】

#### 8020運動推進特別事業(医療福祉連携推進課)

生涯にわたって自分の歯を20歯以上保ち、よく噛んでおいしく食べられることを目的に、口腔機能管理に対応できる歯科医師・歯科衛生士等の人材育成等を推進します。

### 【主な事業例】

#### 清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト事業(保健医療課・保健所・市町村)

野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向け、自然に健康になれる食環境づくりや普及啓発を食品関連事業者等と協働して実施します。

#### 薬食同源サロンの設置(薬務水道課)

薬局等において健康食品や健康食材等の相談を実施し、県民が正しい知識を身につけることができるようにします。

### 【コラム】 主食・主菜・副菜をそろえた食事

食品には多種類の栄養素が含まれており、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。1食の料理の組合せを、「主食・主菜・副菜」を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよくとることができます。

●**主食**→ごはん、パン、麺類など

炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになる。

主菜や副菜を含めた食事全体に影響する、中心の料理。

●**主菜**→魚や肉、卵、大豆製品など

たんぱく質や脂質を多く含む。

食材や量、調理法によって1食のエネルギーや栄養素量に大きく影響する。

●**副菜**→野菜、きのこ、海藻、いもなど

野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含む。

色や形を工夫することで食事全体の味や彩を豊かにする。

●**その他**→牛乳や乳製品(ヨーグルトやチーズ)や果物など

食事全体にゆとりやうるおいを与えてくれるもの。

1日の食事内容のバランスを考え摂取することが必要。



出典：スマート・ライフ・プロジェクト  
(厚生労働省)

## (2)生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進

### ア 妊産婦や乳幼児、こどもに対する取組みの推進

若年女性のやせは、骨量の減少、低出生体重児の出産リスクの増加等との関連があるため、妊産婦を含めた若年女性が適正な体重を維持できるよう、望ましい食生活の実現に向けて取り組めます。

乳幼児やこどもは成長や発達著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる時期であり、この時期における食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育むことに直結します。そのため、乳幼児期から学齢期に至るまでの成長、発達に合わせた食育の取組みを推進します。

また、こどもの貧困に代表されるようにこどもを取り巻く社会環境が変化し、地域におけるこどもの育つ環境や家庭における親の子育ての環境も変化していることで、生活リズムや食生活の乱れなどの課題が生じています。毎日朝食をとることや早寝早起きを実践することなどの基本的な生活習慣づくりを、家庭の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉え、地域、学校、企業を含む民間団体等が家庭と連携・協働し、こどもとその保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組みを推進します。

#### 【主な事業例】

##### 3歳児(保護者)食生活等実態調査(保健医療課・保健所・市町村)

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、3歳児健診時にこどもの朝食の摂食状況等を中心とした食生活等の実態を調査し、公表します。

##### 保育士等キャリアアップ研修(子育て支援課)

食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養い、実践的な能力を身につけることを目的に、研修会を実施します。

##### 子ども食堂・子ども宅食運営支援事業(子ども家庭課)

支援を必要とする子どもが健やかに育成される環境の整備のため、子ども食堂、子ども宅食を実施または支援する市町村に対し経費等を補助します。

##### 母子保健事業(保健所・市町村)

妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導を実施します。

## イ 青年期における取組みの推進

高校生に対しては、小学校、中学校で学んできた食に関する正しい知識に基づいた、栄養バランスの取れた食事や規則正しい食生活といった望ましい食習慣の実践に加え、自然の恩恵・勤労などへの感謝や、食文化などについても理解することができるよう取り組みます。

幼児教育から高等学校まで一貫した食育を推進していくことで生涯にわたる健康な食習慣等の定着を図るとともに、幼児教育と小学校及び中学校、小学校及び中学校と高等学校の接続を意識した、教科等縦断的な視点での取組みを推進します。

また、青年期が食育に関心を持ち自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、インターネット、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等デジタル技術を活用した取組みを推進します。

### 【主な事業例】

#### 高校生等食生活実態調査(保健医療課)

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、朝食の摂食状況や共食などの食生活等の調査を実施し、各高校に還元します。

#### 大学等と協働した食育普及活動(保健医療課・保健所)

青年期の課題解決に向け、食育講座、食育キャンペーン等を県内の大学等と協働し実施します。

#### GIFU 食のマイスタープロジェクト(体育健康課・各県立高等学校)

「高校生食育リーダー」により、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓く力を育成します。

### 【コラム】 岐阜県野菜ファーストインスタグラム

野菜摂取増加にむけたイベントや野菜たっぷりメニューのある飲食店、管理栄養士考案の野菜たっぷりレシピを発信しています。皆さんも「#ぎふ野菜ファースト」をつけて野菜料理の写真を投稿してください。

ぎふ野菜ファーストインスタグラム

<https://www.instagram.com/gifuyasaifirst/>



## ウ 職場における従業員等の健康に配慮した取組みの推進

高齢になるに従い生活習慣病その他の疾病に罹患する人が多くなりますが、その予防には、より若い時期である青壮年期からの健康づくりの取組みが重要です。しかし、青壮年期は働き盛り世代でもあることから、多忙を理由に朝食を抜いたり外食が増えたりするなど栄養に関する課題は少なくありません。こうした課題の解決には個人の取組みだけでは困難であり、働き世代が一日のうち多くの時間を過ごす職場での健康づくりの促進、企業による従業員に対する健康づくりの取組みを促進することが必要です。

従業員等への健康投資を行うことは従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上にもつながると期待されています。そこで、このようなエビデンスを基に、企業の経営関係者や従業員の健康管理部門、給食関係者、健康保険組合、労働組合等の関係者の理解と協働により、職場給食で栄養バランスの取れたメニューや健康に配慮したメニューを提供したり、従業員の食生活の改善につながる啓発活動を行ったりするなど、職場を通じた青壮年期の食環境づくりや健全な食生活を促す取組みを推進します。

### 【主な事業例】

#### 企業内家庭教育研修(環境生活政策課)

健全な食生活を実現できるよう、企業・事業所で開催される家庭教育研修会で、食育をテーマとした学習の機会を提供します。

#### 企業のための食育支援事業(保健医療課)

食育 SAT システムを用いた、バランスのとれた食事の組み合わせ方などの食育講座や個別栄養相談指導を実施します。

#### 事業所における給食施設指導(保健医療課)

職場給食を実施している企業において、企業の健康管理部門と給食部門が協働し、健康に配慮した給食の提供と食育を推進できるよう支援を行います。

#### 健康経営宣言企業等における食育の推進(保健医療課)

企業における食育の充実を図るため、健康づくりや食育に関する情報を定期的に発信します。

## エ 高齢者に関わる取組みの推進

高齢者には、咀嚼力や消化吸収率の低下、運動量の低下に伴う食事の摂取量の減少などに起因する低栄養ややせなどの課題があります。また、疾病等により患している場合など個人差が大きいため、年齢だけでなく個人の特性に応じて生活の質(QOL)の向上が図られるような取組みが必要です。

そのため、まず高齢者自身が十分な栄養を摂ることの必要性を知り、食生活の改善につながるよう啓発に努めます。また、低栄養や運動不足などに起因するフレイル(虚弱)や、オーラルフレイル(口腔の虚弱)に関する知識を周知し、これらの健康への影響等について啓発することで予防を促します。

また、高齢者の一人暮らしなど家族との共食が難しい場合に、地域のコミュニティ(職場等を含む)等を通じて様々な人と共食をする機会を持てるようにしたり、健康支援型配食サービスを推進することで高齢者等が健康・栄養状態を適切に保つことを促したり、同時に口から食べる楽しみも十分得られるようにしたりするなど、高齢者の特性やニーズに合わせた栄養管理が地域で行われることを通して、低栄養やフレイルの予防につながる食環境整備を推進します。

今後増大する見込みである慢性期の医療ニーズの受け皿として役割を期待されている在宅医療においては、在宅療養者に対する食事支援等の栄養ケアサービスの需要に対応できるよう、栄養ケア・ステーション等の活用を含めた地域の体制整備やそれを担う管理栄養士の人材の確保や育成に努めます。

### 【主な事業例】

#### 高齢者の低栄養対策事業(保健医療課・保健所・市町村)

高齢者の低栄養の状況の実態等や効果的な栄養・食生活支援の取組事例の収集を行い市町村に還元するとともに、栄養士会等関係団体と連携し、地域のニーズに応じたマネジメントを行います。

#### 地域高齢者のフレイル予防事業(保健医療課)

地域高齢者を対象とした低栄養予防に関する栄養講座の開催や、高齢者の特性やニーズに合わせた栄養管理が地域で行われるよう、市町村、地域包括支援センター等の関係機関を構成員とした連携会議を開催します。

#### 介護予防従事者研修会(高齢福祉課)

市町村が行う介護予防事業が効果的に実施され、高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることや、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防従事者に対して研修会を開催します。

### (3)望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進

家族や友人など誰かと一緒に食事をする共食は、食の楽しさを共有でき、また食を介したコミュニケーションの場となります。家族一緒にの食事は早寝早起きや朝ごはんを毎日食べることで、食事のマナーなど基本的な食習慣を習得する家庭教育の第一歩であるとともに、次世代へ食や生活に関する基礎的な知識や、農業体験等を含めた食に関する経験、食文化などを伝える機会にもなります。そのため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進にも配慮しつつ、家庭での共食の機会の増加を促進します。

家族との共食が難しい場合でも食を通じたコミュニケーション等を図ることができるよう、地域や所属するコミュニティ(職場等を含む)等を通じて様々な人と共食する機会を増やすことで、生涯を通して食に関する理解や関心を深められるような取組みを推進します。

#### 【主な事業例】

##### 食育月間・食育の日の普及と効果的な啓発の実施(保健医療課・保健所・市町村)

全国的な食育推進運動の展開のための月間等にあわせた、各種広報媒体の活用や、国や市町村等と一体となった取組みを通じて、重点的に共食の推進を啓発します。

##### 「家庭の日」の啓発(ポスター募集展示・取組発表)(私学振興・青少年課)

家族がふれあう「家庭の日」に、家族だんらんで食事を共にすることで家族の絆を深めることができるよう、県内小中学生を対象にポスターの募集展示を行い「家庭の日」の周知を行うとともに、家族ぐるみや地域・団体の取組みの発表を実施します。

##### 家庭・地域への食育推進啓発活動(体育健康課・各公立小中高等学校)

地域や関係機関、団体等との協力・連携を得ながら、学校から家庭に対し共食の推進など食育の取組みの啓発や情報提供を積極的に実施します。

#### 【コラム】 共食はなぜ大事？

誰かと一緒に食事をすることは、生活リズムや、規則正しい食生活や健康な食生活などと関係しています。例えば、共食が多い人は、そうでない人に比べて主食・主菜・副菜をそろえてバランスよく食べているという調査結果もあります。また、共食が多い人は自分が健康だと感じている人が多く、心身の健康にもつながるというデータもあります。

「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス(根拠)に基づいてわかったこと～

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/attach/pdf/index-30.pdf>  
(農林水産省)

#### (4)災害時に備えた取組みの推進

大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食料の備蓄に加えて、各家庭でも家族の人数に応じた十分な量の食料を備蓄しておくことが重要です。日頃の行動で食料の備蓄を実践しやすくするローリングストック法や、乳幼児や高齢者、食物アレルギーを有する人といった災害時に特別な配慮が必要となる人がいる施設や家庭での備蓄などについて、周知啓発を行います。

##### 【主な事業例】

##### 給食施設指導(保健医療課・保健所)

災害時においても利用者に安全で安心な食事を提供し、適切な栄養管理が実施できるよう、給食施設に対し指導・支援を実施します。

##### 母子保健事業等健診(検診)事業等における啓発(市町村)

平時から災害に備え、家族構成にあった備蓄内容や方法、栄養バランスの配慮などの食の備えの重要性を啓発します。

#### 【コラム】 食べながら備える！ローリングストック

普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充するローリングストック法を実践すれば、手軽に備蓄に取り組むことができます。参考:食育ガイド(農林水産省)



## 2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進

### 現状と今後の方向性

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通して学校における食育の推進を図り、食の重要性、心身の健康、食品を選択する力、感謝の心、社会性、食文化など食に関わる資質・能力を育成します。

保育所等では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型こども園教育・保育要領」に基づき、教育、保育の一環として食育を位置づけ、「食を営む力」の育成やその基礎を培うことを目標とします。

また、乳幼児・こどもの朝食の欠食には、保護者の生活リズムの乱れや、保護者が朝食を食べない習慣などが影響している可能性があり、幼児・こどもを通じて保護者への食育の理解と実践を支援するという観点での取組みも必要です。

医療機関等では、食習慣の改善による生活習慣病の発症・重症化予防のほか、やせや低栄養予防等による生活機能の維持・向上に資する食育を推進します。

### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
朝食を欠食する県民を減らす		
朝食を欠食する者の割合(小学生)	1.8%	0%
朝食を欠食する者の割合(中学生)	7.9%	0%
朝食を欠食する者の割合(高校生)	20.0%(R3)	15%以下
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす		
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(小学生)	8.3回	9回
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(中学生)	7.0回	8回
朝食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	49.3%(R3)	60%以上
夕食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	88.6%(R3)	90%以上

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実		○	○	○	○	
(2) 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み	○		○	○	○	
(3) 医療機関等を通じた取組みの推進	○	○	○	○	○	○

## 取り組むべき施策

### (1)学校における次世代を担う子どもへの取組みの充実

子どもに対する食育については家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要であり、児童生徒が食に関する理解を深め日常の生活で実践することができるよう、学校が家庭や地域社会と連携、協働し、食育を一層推進していきます。実施にあたっては栄養教諭・管理栄養士等が中核となり、学校・家庭・地域が連携した食育推進体制を確立し次世代を担う子どもの食環境の改善に努めます。

また、学校で学んだことを家庭で実践するよう促すことによって家庭での食育の促進を図ります。

学校での食育については、「食に関する指導の手引き(文部科学省)」に基づき、「教科等の時間における食に関する指導」「給食の時間における食に関する指導」「個別的な相談指導」の観点で指導や評価を行います。

#### 【主な事業例】

##### 学校における食に関する指導の充実(体育健康課)

小中学校において児童生徒の食に関する理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通して、食に関する指導の充実を図ります。また、給食献立を教材として活用し、給食の時間を利用した食に関する指導の充実を図ります。

##### GIFU 食のマイスタープロジェクト(体育健康課)【再掲】

食に関する実践力を身に付けるために、小学校では「家庭の食育マイスター」及び「味覚の授業」、中学校では「学校給食選手権」、高校生では「高校生食育リーダー」の各事業により学校段階に応じた食育を推進します。

##### 食に関する職員研修会(体育健康課)

各市町村教育委員会、学校給食担当者、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事員等に対して食育推進の情報提供や指導力向上のための研修会を開催し、食育推進体制の整備及び各学校における食育の充実を図ります。

## (2)楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み

幼児期には、自ら進んで食べようとする気持ちを育てることが大切であり、この気持ちが小学校以降の食育の充実につながります。そこで、保育所等では、個人差に応じて様々な食品に少しずつ慣れ、食に関わる体験を積み重ねることによって、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったり、食の大切さに気付いたりすることを促し、進んで食べようとする気持ちが育つような取組みを推進します。

また、食育の目標や計画、食に関わる保育環境を整備し、多様な関係者との連携及び協働の下で食育に関する取組みを進めます。

### 【主な事業例】

#### 私立幼稚園の心の教育(ふれあい)推進事業(私学振興・青少年課)

私立幼稚園が行う「心の教育推進」のひとつとして、食の大切さ、楽しさ、感謝の気持ち等を伝える食育の推進を継続して実施している事業に対し、支援します。

#### 児童福祉施設等給食施設担当者研修会(保健医療課・保健所)

保育所・幼稚園給食担当者と食育について情報交換を行い、給食を通じた食育を推進します。

#### 保育所等指導監督(子育て支援課)

保育所や幼保連携型認定こども園に対し、指導監査を実施し、保育所保育指針等にそった運営が行われているかなどについて状況を確認し、必要な指導を行います。

## 【コラム】食事のあいさつしていますか？

### いただきます

「いただく」は、もともと「頭にのせる」の意味ですが、物をもらったり、飲食することを意味するようになりました。自然の恩恵、米や野菜などを作った人、料理してくれた人への感謝など、さまざまな感謝の気持ちが込められているといわれています。

### ごちそうさま

「馳走」は食事の用意で走り回ること。

走り回って食事の準備をしてくれたことに対する感謝の気持ちが込められているといわれています。参考:食育ガイド(農林水産省)



### **(3)医療機関等を通じた取組みの推進**

生活習慣病の発症・重症化予防や、やせ、低栄養の予防等による生活機能の維持・向上のためには、適正体重の維持や、適度な運動と栄養バランスのとれた食生活が重要です。このことから、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を目的とした県健康増進計画「ヘルスプランぎふ21(第4次)」や保健医療に関する各計画とも連携しながら、健全な食生活の実践につながる取組みを推進します。

#### **【主事な事業例】**

##### **清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト事業(保健医療課・保健所・市町村)【再掲】**

野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向け、食品関連事業者等と協働し、自然に健康になれる食環境づくりや普及啓発を実施します。

##### **特定健診・特定保健指導(市町村)**

特定健診に基づいた栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防及び糖尿病や慢性腎臓病など重症化予防に向けた栄養指導の充実を図ります。

### 3 生産者と消費者との交流の促進

#### 現状と今後の方向性

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが大切です。しかし、都市化の進行、加工食品や食料輸入の増加等の社会環境の変化により、県民が普段の食生活を通じて農林水産業等や農山漁村を意識する機会が減少しつつあります。

そのような中で、生産者等と消費者との交流や都市と農山漁村の共生・対流等を進め、消費者と生産者等の信頼関係を構築し食料需給について理解を深めることで、持続可能な食の循環を実現していくことが必要です。

国では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、令和4年4月に「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」が成立、7月に施行され、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組みのひとつに、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進」が位置づけられています。

また、まだ食べることができる食品等を破棄せず、不要な食品はフードバンクに寄付する等してできる限り活用するようにするなど、個人個人が食品ロスの削減に取り組んでいくことが重要です。

#### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
農林漁業体験を経験した県民を増やす		
農林漁業体験者数	178千人	300千人
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす		
食品ロス削減に取り組む県民の割合	78% <sup>(R3)</sup>	97%

#### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供	○	○	○	○	○	○
(2) 食の循環や環境を意識した取組みの推進	○	○	○	○	○	○

## **取り組むべき施策**

### **(1)農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供**

日々の食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食料の生産から消費等に至るまでには、生産者を始めとして多くの人々の苦勞や努力に支えられていることを理解し実感できるよう、様々な体験活動や適切な情報発信等の取組みを推進します。

また、水田が洪水時には遊水池の役割を果たすなど、農業が県民の生命と健康を守り豊かな暮らしを支えていることや、農業・農村が有する多面的機能について理解を深め、消費者と農山村との交流の促進に取り組めます。

加えて製造業者、外食業者等に対しては、県産農畜水産物を積極的に活用してもらうとともに、その特長を活かした加工品の製造販売や飲食物の提供を通じて、県産農畜水産物の魅力やその生産の背景等に関する知識を消費者に伝えます。

#### **【主な事業例】**

##### **地域の魅力再発見食育推進事業費補助金(農産物流通課)**

食や農畜水産業に対する県民の理解や信頼を高め、県産農畜水産物の消費拡大を図るため、市町村や民間団体等が実施する食農業体験や料理教室等の地域の食農教育活動を支援します。

##### **幼児食農プログラムの普及(農産物流通課)**

幼児及び児童用調理器具の貸出を行い、体験を通じた食農教育を支援するとともに、保育所等にプログラムを周知し、活用を促進します。

##### **グリーンツーリズムの指導者の育成等(農村振興課)**

農林漁業体験を経験した者を増やすため、グリーンツーリズムや農泊の推進に向け、指導者を育成する研修会や情報発信等を実施します。

##### **清流長良川あゆパークでの体験(里川振興課)**

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の理解促進及び若い世代の川や魚への関心を高めるため、鮎つかみどり体験等の体験プログラムを提供します。

## (2)食の循環や環境を意識した取組みの推進

食に関するすべての関係者が、調達から生産、加工、流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要であり、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう消費者の理解醸成に取り組んでいきます。

また、直接廃棄される食品の発生を抑制するため、食品の種類に応じた適切な保存方法や食材の有効活用、無駄の出ない買い物の方法など、食品ロス削減に繋がる取組み事例を情報発信し、人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル(倫理的)消費」を意識した生活を行うよう、県民への啓発に取り組めます。

### 【主な事業例】

#### 食品ロス削減普及啓発推進事業(県民生活課)

生活や事業活動等における食品ロス削減につながる取組みを推進するため、食品ロス削減月間に合わせたキャンペーンや、優れた取組みの情報発信など普及啓発事業を実施します。

#### ぎふ食べきり運動連携事業(廃棄物対策課)

食品ロス問題へ関心を持ち身近でできることから実践できるよう、市町村等と連携し、SNS や冊子を活用した情報発信を「ぎふ食べきり運動」として実施します。また、この運動に協力いただける飲食店、宿泊施設や食品小売店等を登録し、「食べきり」の実践を図ります。

#### 環境にやさしい農業の推進(農産園芸課)

ぎふ清流 GAP や有機農業による、安全・安心で人と環境にやさしい農産物の供給量を拡大するため、指導員の育成、生産出荷施設の改修支援等を実施します。また、GAP 農産物や有機農産物の生産拡大等のための普及活動を実施します。

### 【コラム】 食品ロスについて知ろう！食品ロスの約半分は家庭から

日本では、本来食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」が年間約 600 万トン発生しています。毎日大型 10 トントラック約 1,640 台分の食料を廃棄している計算です。そのうち約半数は家庭から発生しています。日本人一人

当たりに  
換算すると年間約 50kg、毎日お茶碗1杯分(約 130g)の  
食べ物が家庭から捨てられている計算になります。

食品ロス削減のためには家庭での取組みが重要です。



NO-FOODLOSS PROJECT

参考:食品ロス削減パンフレット(消費者庁)

食品ロス削減国民運動のマーク「ろすのん」

## 4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

### 現状と今後の方向性

県内の農業・農村の現場では、人口減少や高齢化による担い手不足がますます深刻化しており、農業産出額も減少傾向となっています。特にその傾向が著しい中山間地域では、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されています。

県では、「ぎふ農業・農村基本計画(令和 3～7 年度)」に基づき、強靱かつ食料供給の基盤等の多面的な機能を発揮する農村の実現と同時に、農村地域の活性化を目指して農業・農村づくりを推進しています。

そのため、引き続き農業・農村を支える人材育成、安心で身近なぎふの食づくり、ぎふ農畜水産物のブランド展開、地域資源を活かした農村づくりなどの取組みを推進します。

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 生産基盤の整備	○	○	○	○	○	○
(2) 農林事業者の経営基盤の強化	○	○	○	○	○	○

### 取り組むべき施策

#### (1)生産基盤の整備

中山間地域の急傾斜な畦畔など不利な条件下でも、農業の多面的機能を十分に発揮できるように、生産基盤の整備を図るとともに、地域資源を活かした農村づくりを進めます。

#### 【主な事業例】

##### 「ぎふの田舎応援隊」活動の推進(農村振興課)

都市と農村を行き交う「田園回帰」の流れが広がるよう、農地や農業用施設の保全活動へ都市住民等が参加する「ぎふの田舎応援隊」の活動を実施します。

##### 「農地イキイキ再生週間」の実施(農村振興課)

遊休農地への認識を高め、遊休農地対策の必要性について理解を促進するため「農地イキイキ再生週間」を設定し、県内各地で遊休農地解消活動を実施します。

##### 日本型直接支払制度(農村振興課)

「洪水や土砂崩れを防ぐ」「多様な生き物が生息する豊かな自然環境を育む」など、農業・農村の有する多面的機能の役割や重要性について理解が促進するよう、農業者、地域住民が一体となって、農地や農業用施設等の適切な管理、農村環境の維持への取組みを支援します。

### 各農業農村整備事業(農地整備課)

基盤整備実施のため、地域の合意形成のもと、平坦地域では水田の大区画化、汎用化による低コスト化や高度利用化の促進、中山間地域では地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進します。

### (2)農林事業者の経営基盤の強化

中山間地域等において将来にわたって持続可能な農業を実現するため、中核的な担い手を育成するとともに経営の安定化を図ります。

#### 【主な事業例】

##### 就農相談会(農業経営課)

就農相談の総合窓口就農相談員等を配置し、就農希望者に対し個別相談等を行います。

##### 集落営農等育成推進事業(農業経営課)

将来にわたり農地を守る体制づくりに向け、担い手が不足している中山間地域等において集落営農の組織化や法人化を推進します。

### 【コラム】食育ピクトグラム

こどもから大人まで誰にでもわかりやすく食育の取組みを発信することを目的に、食育ピクトグラムが作成されました。

食育の取組みについての情報を発信する際に自由にお使いいただけます。

\*食育ピクトグラム利用規約等詳しくは、農林水産省の公式ホームページをご覧ください。  
食育ピクトグラム(農林水産省公式ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



## 5 地産地消の促進

### 現状と今後の方向性

地産地消とは「地元で生産されたものを地元で消費する」ことですが、消費者と生産者が「顔が見える関係」であることによる、消費者の農産物に対する安全・安心の確保という観点でも「地産地消」への期待が高まっています。

また、地産地消は地場産農林水産物の消費拡大などによる地域の活性化、流通コストの削減や輸送時に発生するCO<sub>2</sub>の抑制といった環境負荷の低減、地域の自然や文化、産業等に関する理解の深まりによる、生産者の努力や食に対する感謝の念の育成といった意味でも重要です。

しかし、令和4年度 3 歳児(保護者)食生活等実態調査(県保健医療課調べ)では、食事を作る上で重視・心がけていることについて、「栄養バランス」と回答した割合が1番高く62.1%であるのに対し、「地産地消」と回答した割合は 6.3%と低いことから、地産地消をより推進することが必要です。

地産地消の推進にあたっては、生産、流通、販売、消費、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成が必要です。

### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
地場産物を活用した取組みを増やす		
地産地消率	40.3%	52%
学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	60.3%	66%

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 学校給食における県産食材の利用促進		○				
(2) 食品関連事業者等との連携強化	○	○	○	○	○	○
(3) 朝市・直売所の活動支援			○	○	○	○

### 取り組むべき施策

#### (1) 学校給食における県産食材の利用促進

学校給食における地場産物の活用は地産地消の有効な手段であり、地場産物や国産食材についての理解を深める絶好の機会でもあり、同時に、地域の関係者の協力の下、未来を担う子どもたちが持続可能な食生活を実践することにもつながるため、学校給食における県産食材の普及・定着等の取組みを推進します。

また、その実現のため、生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築します。

#### 【主な事業例】

##### 学校給食地産地消推進事業費補助金(農産物流通課)

地産地消に基づいた食農教育を推進することで将来にわたって県産品に愛着を持つことを目指し、学校給食における県産農畜水産物の利用に際し購入費の一部を支援します。

##### 学校給食用牛乳供給事業(畜産振興課)

県内産の牛乳を県内小中学校に安定的に供給し、県産食材の利用を促進するため、飲用牛乳の消費・普及に取り組みます。

##### 学校給食への地場産物の活用(体育健康課)

地域の生産者や関係業者との連携を図り、地場産物が安定して供給され、学校給食での地場産物の活用が積極的に行われるよう、関係課、学校給食会等との連携を図ります。また、学校給食を生きた教材として指導の充実を図ります。

#### 【コラム】 ～豊かな自然にはぐくまれた～飛騨・美濃旬の味～

岐阜県公式ホームページ(農産物流通課)では  
主な農産物・畜産物・水産物・林産物の特徴と  
産地マップを掲載しています。

また、農産物については、収穫時期(旬の時期)  
をカレンダー形式で見ることができます。



飛騨・美濃旬の味(農産物流通課)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2431.html>

## (2)食品関連事業者等との連携強化

小売業者等の食品関連事業者と連携を強化し、地産地消を推進します。

### 【主な事業例】

#### 地産地消県民運動(農産物流通課)

県民運動として地産地消活動を展開することを目的に「地産地消ぎふ応援団」を設立し、専用ウェブサイトでの情報発信や地産地消フェアの開催、食農キャラバン等を実施します。

#### 食肉総菜創作発表会(畜産振興課)

県産食肉への理解を深め消費拡大を促進するため、一般消費者を対象とした総菜料理コンクールを開催します。

#### 鶏卵・鶏肉料理コンクール(畜産振興課)

県産畜産物への理解醸成や消費促進のため鶏卵・鶏肉アイデア料理を募集し、新たな調理方法の発掘、消費拡大、正しい知識の普及を実施します。

## (3)朝市・直売所の活動支援

県内の朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、食料自給の現状や適正な価格形成に対する消費者の理解の促進など、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。

### 【主な事業例】

#### 朝市・直売所の活動周知(農産物流通課)

朝市・直売所で地産地消を身近に感じてもらい、直売所等の利用者の増加を図るため、朝市・直売所等の取組みを県ホームページで紹介します。

## 6 食文化の継承のための支援

### 現状と今後の方向性

食育にとって、郷土食や行事食を通じ地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは重要です。

しかしながら、流通技術の進歩や生活様式の多様化等により、地場産物を生かした郷土料理、その作り方や食べ方、食事の際の作法等優れた伝統的な和食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。

そのため、地域に伝わる多様な食文化を次世代へ継承するための取組みを推進します。

また、ごはん(主食)を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食(主菜・副菜)等を組み合わせた、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす		
食べ方や作法などを伝承している者の割合	85.8%	90%
郷土料理や伝統食(行事食)などを伝承している者の割合	52.0%	60%

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(2) 学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用	○	○	○	○	○	○

### 取り組むべき施策

#### (1)地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進

地域での食育推進活動の中核的役割を担うことが期待されている食生活改善推進員等の食育ボランティアと協働し、伝統食に対する興味や関心を高め、食文化の継承を図るために郷土料理の魅力を発信します。

また、各地の食関連行事や文化関連行事等の機会を最大限活用し、伝統的な食文化や地域の郷土料理等と、その歴史や文化的背景等を学ぶ機会を提供します。

### 【主な事業例】

#### 地域で食文化の共食推進事業(保健医療課)

地域の郷土料理や行事食等の伝統的な食文化を大切に、次世代へ継承することを目的に、各種事業やイベント等において岐阜県の郷土料理のレシピ動画等を用いた啓発活動を行います。

#### ぎふの味・伝承名人認定事業(生活衛生課)

「ぎふの味・伝承名人」を認定することで伝統的な食文化を伝承する調理師の技術向上を推進するとともに、県の伝統的な食文化の魅力を発信します。

## (2)学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

伝統的な食文化について、こどもが早い段階から興味・関心を持てるよう、学校給食を始めとした学校教育活動において郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶことで地域の食文化を育んできた人々の知恵や工夫などに気付き、郷土の恵みに感謝する心を育む取組みを推進します。

また、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」とし、食品の組み合わせや栄養的なバランスに優れた学校給食の献立を手本とした「日本型食生活」が実践できるよう取り組みます。

### 【主な事業例】

#### 学校給食への郷土食・行事食の導入(体育健康課)

地域の食材の特徴など、地域の食文化への理解を深めるため、「食育の日」や「全国学校給食週間」において給食に郷土食や行事食を積極的に導入します。また、児童生徒が郷土食や食文化を理解し尊重する心を養うための指導の充実を図ります。

## 【コラム】 ごはんを中心とした「日本型食生活」

日本型食生活とは、日本の気候風土に適した米(ごはん)などの主食を中心に、魚や肉などの主菜、野菜、海そうなどの副菜など、多様なおかずを組み合わせる食生活のことをいいます。栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいるのが特徴です。食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた食文化の継承にもつながります。

## 7 食育の推進に関する普及啓発

### 現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち自ら適切に食を選択していくことが重要です。

しかし、SNS の普及等により食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況となっています。

そのため、製造者等は食品の安全性や栄養成分表示等、食品の特徴や成分を正しく伝えることに努める一方、消費者である県民は、その正しい情報を理解し食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けることが必要です。あわせて、県や市町村等は食生活や食育に関する正しい情報を積極的に発信することが重要です。

### 目標と指標項目

目標と指標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす		
リスクコミュニケーション事業の参加者数	1,029人	毎年1,000人
食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	94%	90%

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 積極的な情報発信	○	○	○	○	○	○
(2) リスクコミュニケーションの推進	○	○	○	○	○	○
(3) 学習会やイベント等を通じた取組みの推進	○	○	○	○	○	○
(4) 活動できる人材の育成			○	○	○	○

### 取り組むべき施策

#### (1) 積極的な情報発信

一般県民が食品表示を正しく理解し情報を正しく読み取ることができるようにするため、食品表示に関心を持ち理解を深める取組みを推進します。その際はより多くの県民による主体的な運動となるよう、デジタル技術を有効活用して情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した取組みを推進します。

また、食育に関わる関係機関や団体と協働し、6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に食育に関する情報を重点的に発信したり、「家庭の日」に「家族そろって食卓を囲む」ことを発信したりするなど効果的な情報の発信に努め、適切な対象者に適切な情報が適切な時期に届くよう配慮します。

#### 【主な事業例】

##### 家庭教育学級(環境生活政策課)

食育への意識を高め、家庭での健全な食生活を実現するため、食育をテーマとする家庭教育学級の運営方法や実践事例を、研修会や通信等で紹介します。

##### 食育月間・食育の日の普及と効果的な啓発の実施(保健医療課・保健所・市町村等)【再掲】

全国的な食育推進運動の展開のための月間等を活用し、各種広報媒体や取組みを通じて重点的に共食の推進等を啓発します。

##### 食卓の安全・安心ニュース及びメールマガジンの提供(生活衛生課)

食品安全に関する正しい情報を見極め食品を自ら判断し選択することができるよう、小学校や市町村等を通じて、広く食品安全に関する情報を発信します。

#### 【コラム】 活用していますか？食品表示

食品表示は、消費者が食品を購入するときに食品の内容を正しく理解し、選択したり摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源です。

どんな原材料を使って作られたかということに加え、食物アレルギーに関する表示や栄養成分表示などの食品表示を理解し活用することで、健康の維持増進等を図ることにつながります。

#### 【コラム】 食育月間・食育の日

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は食育の日です。食育月間では、食育に対する理解を深め、積極的な参加を促すことで食育の充実と定着を図るために、重点的に各種広報媒体や行事等を活用した取組が全国で展開されます。

また、毎月19日を「食育の日」と定め、「家族そろって食卓を囲む」ことなどを啓発しています。



食育月間(農林水産省公式ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/gekkan/>

## (2) リスクコミュニケーションの推進

県民の食に対する安心感を高めるためには、食品の安全性を確保する取組みだけではなく、その取組みを県民に伝えていくことが重要です。そのために、食品の持つリスクに対し、消費者をはじめ食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーションを通じて、食品の生産、流通、消費などそれぞれの段階における安全性に関する総合的な理解を促進します。

### 【主な事業例】

#### 食品安全セミナー(生活衛生課)

事業者等とのリスクコミュニケーションにより食品の安全性に関する理解を促進するため、県民を対象としてセミナーを開催します。

#### 食の安全に関する三者懇談会(生活衛生課)

消費者・事業者及び行政との意見交換を通じ、食品安全に関する正しい知識・情報の習得を推進します。

#### 出前講座「食の安全知っ得講座」(生活衛生課)

一般県民の食品の安全に対する不安感の減少のため、食中毒予防や食品表示等に関する講座を実施します。

## (3) 学習会やイベント等を通じた取組みの推進

食生活改善推進員等のボランティアが行う、地域の料理教室や体験活動等を通じて食育の充実を図ります。

「食育月間」や「食育の日」には、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育に対する理解を深めると同時に食育推進活動への積極的な参加を促すことで、その一層の充実と定着を図ります。

### 【主な事業例】

#### 食育ボランティアの把握と活用促進事業(保健医療課)

地域で活動している食育推進ボランティアを把握するとともに、地域での学習会などのボランティア活動の活性化を支援します。

#### 食品の安全・安心シンポジウム(生活衛生課)

シンポジウムの開催を通して食品安全に関する正しい知識・情報を提供し、意見交換を実施します。

#### 岐阜県農業フェスティバルでの普及啓発活動(農産物流通課)

地産地消を意識する機会を提供することで県産農畜水産物に愛着を持ち、消費行動につなげることを目的に、農業フェスティバルを開催します。

## 【コラム】食生活改善普及運動(毎年 9 月)

厚生労働省では、毎年9月1日から 30 日までの1か月間を『食生活改善普及運動』の期間と位置づけ、スマート・ライフ・プロジェクトの「健康寿命をのばそう」のスローガンのもと、幅広い企業・団体等が主体となって行う食生活改善に向けた運動の全国的な展開を促進しています。



食生活普及運動(スマート・ライフ・プロジェクト)

<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/event/plus1tool>

## (4)活動できる人材の育成

大学、短期大学において食育に関する専門知識を備えた管理栄養士・栄養士の養成を図るとともに、その多面的な活動が食育の推進に寄与するよう支援します。

同時に、地域において食育の推進が着実に図られるよう、県行政や市町村行政における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図ります。あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等適切な食事指導、ライフステージに応じた食に関する指導体制の充実を図ります。

また、食育を県民運動として推進し、県民一人ひとりに寄り添った食育の実践につながるよう、食生活改善推進員等の食育推進ボランティアの人材育成等を行い、活動を支援・協働することで地域での食育の実践活動の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、保育所、職場等ありとあらゆる場所で食育が展開されるよう、各種研修会等の開催を通じて食育を実践できる人を育てます。

### 【主な事業例】

#### 食育ボランティア研修会(保健医療課)

地域の食育活動の実践者である食育推進ボランティア等を対象に、生活習慣病予防のための栄養・食生活や、朝食の摂取促進、郷土料理や環境との調和などについて、地域で効果的な実践活動が行われるよう、研修会を開催します。

#### 地域保健関係職員研修会(保健医療課)

地域において保健活動に従事する地域活動栄養士や行政栄養士等を対象に、地域の健康課題の解決に向けたスキルを身に付け、効果的な健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防が推進されるよう、研修会を開催します。

### 【主な事業例】

#### 食品表示に関する講習会(生活衛生課)

食品関連事業者を対象に、食品表示に関する法令を順守し、適切な表示がされた食品を販売するよう講習会を開催します。

#### 教職員研修(教育研修課)

子どもたちに対し農業体験等から学ぶ実践的な食育を推進できるよう、指導者を養成します。

### 【コラム】 岐阜県食育資料・リーフレット

県ホームページにおいて、学生、働き世代や高齢者などライフステージに応じた食育啓発リーフレットやレシピなどを公開しています。

食育の啓発資料として、御活用いただけます。

食育資料リーフレット(岐阜県公式ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26855.html>



## 8 県民の意見の反映

### 現状と今後の方向性

食育に関連する施策に関わる主体は、国や県、市町村、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食と健康づくりに関する連携協定企業、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、その他の食に関わる活動等の関係者、更には様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数です。

食育の推進には、このような多様な関係者による主体的な取組みとともに、これらの関係者が広範かつ横断的に連携・協働した取組みが必要であり、その取組みを促進するためには関係者相互間の積極的な情報及び意見の交換を促すことが重要です。

また、一般県民の食育に対する関心や意識を高めていくためには、対象者の特性や多様なニーズも考慮しつつ、県民の意見や考え方を積極的に把握し得る限り施策に反映させていくことが必要です。

さらに県は、食育の推進に関する施策が地域の実情に応じて効果的に実施されるよう、市町村と密接に連携し、全ての市町村がそれぞれ策定した市町村食育推進基本計画に則って食育に関する取組みをさらに充実させ、実効性の高い取組みがなお一層推進されるよう、支援します。

### 取組みと主なライフステージ

取組み	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期
			前半	後半		
(1) 推進体制の整備	○	○	○	○	○	○

### 取り組むべき施策

#### (1) 推進体制の整備

##### ア 多様な関係者の連携・協働の強化

家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、生涯を通じた食育を推進することができるよう、岐阜県食育推進会議を核として健康・教育・農政等の幅広い分野からの意見を聴取し、施策に反映するよう努めます。

食育の推進にあたっては、今後とも食育に係る多様な関係者や多方面の分野の関係者が主体的かつ多様に連携・協働し、新たな広がりを持った食育を推進できるよう、関係者間でネットワークを構築します。

#### 【主な事業例】

##### 食育推進会議の開催(保健医療課・保健所)

食育に関わる多様な関係機関等から意見を聴取し、計画の進行状況の管理や取組みの評価、効果的な方策等を検討するため、会議を開催します。

##### 圏域青年期食育推進検討会(保健所)

地域等の課題を把握し、青年期の食育の充実を図るため、大学等の関係者や学生を対象とした検討会等を開催します。

### イ 調査、研究等の実施及び推進状況の把握と効果等の評価

食育に関する県民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行い、その成果を広く公表するとともに、食育の推進の基礎的なデータとしてその結果を活用していきます。

#### 【主な事業例】

##### 3歳児(保護者)食生活等実態調査(保健医療課・保健所・市町村)【再掲】

3歳児健診にあわせて、こどもの朝食の摂食状況等を中心とした食生活等の実態を調査し、市町村等に還元公表します。

##### 高校生等食生活実態調査(保健医療課)【再掲】

食育の評価や効果的な取組み等のための基礎資料とするため、朝食の摂食状況や共食などの食生活等の調査を実施し、各高校に還元します。

### ウ 市町村における取組みの推進

市町村では、市町村保健センターを中心に、管理栄養士・栄養士等による妊産婦から高齢者まで全てのライフステージを対象とした栄養指導等が実施されていることから、県は、健康診査や各種教室等における保健・栄養指導を通じて一貫した食育が推進されるよう、市町村に対し必要な資料や情報の提供により支援するとともに、地域での食育の推進がより一層充実するよう技術的な支援にも努めていきます。

#### 【主な事業例】

##### 食育推進計画等に関する調査と計画改定支援(保健医療課)

市町村の食育施策の進捗状況や食育推進ボランティアなどの状況を把握し、情報共有するとともに、市町村計画の改定に際して支援を行います。

##### 市町村・食生活改善支援事業(保健医療課)

市町村の栄養・食生活改善事業の実態を把握し、各種調査結果等を還元するなど市町村の健康課題解決に向けた活動を支援します。